

# Tax Analysis

中国税務

Authors:

Shanghai

Simon Tan

Partner

Tel: +86 21 6141 1033

Email: [sitan@deloitte.com.cn](mailto:sitan@deloitte.com.cn)

AP ICE (Hong Kong)

David Fallon

Director

Tel: +852 2852 6642

Email: [dafallon@deloitte.com](mailto:dafallon@deloitte.com)

For more information, please contact:

International Tax Services

National leader/Eastern China

Shanghai

Vicky Wang

Partner

Tel: +86 21 6141 1035

Email: [vicwang@deloitte.com.cn](mailto:vicwang@deloitte.com.cn)

Northern China

Beijing

Jennifer Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7638

Email: [jenzhang@deloitte.com.cn](mailto:jenzhang@deloitte.com.cn)

Southern China

Hong Kong

Sharon Lam

Partner

Tel: +852 2852 6536

Email: [shalam@deloitte.com.hk](mailto:shalam@deloitte.com.hk)

## 新中英租税条約の発効

長く待たれていた新しい中英租税条約が2013年12月13日に発効した。当該条約は2011年6月27日にロンドンで署名され、その一部の条項は2013年2月27日に北京で署名された議定書により改正された。新条約は1984年及び1996年の条約及び議定書に代わるものであり、以下の所得等に適用される。

### 中国側

- 2014年1月1日以降に開始する課税年度に生じた利益、所得及び譲渡所得

### 英国側

- 2014年4月6日以降に開始する申告年度の所得税及びキャピタルゲイン税  
2014年4月1日以降に開始する事業年度の法人税

新条約における主な改正点は、以下の通りである。

- 一部の配当に係る制限税率が10%から5%に、一部の使用料に係る制限税率が7%から6%に引き下げられた。また、譲渡所得及びその他の所得に対する二重課税を制限する措置に関する内容が追加された。

	英国国内法	中国国内法	新条約
配当	0%	10%	5/10/15% <sup>1</sup>
利子	20%	10%	10%
使用料	20%	10%	6/10% <sup>2</sup>
譲渡所得	0% <sup>3</sup>	10%	0/10% <sup>4</sup>

- 恒久的施設 (PE) の定義が変更され、役務提供 PE の概念を含むこととなった。
- “その他の規則” 条項が追加され、条約の規定にかかわらず、税務当局が国内法における一般租税回避防止規則を適用することを認めた。
- 配当、利子、使用料及びその他の所得条項において、条約の濫用防止に関する内容が追加された。即ち、関連の取引が条約の条項の適用を主たる目的とするか、あるいは主たる目的の一つとする場合、条約の恩典適用を受けることはできない。
- 技術費に関する条項が削除された。

<sup>1</sup> 法人に配当を支払う際、相手方が配当支払法人の25%以上の持分を直接保有している場合には制限税率が5%となる。インベストメント・ピークルの不動産投資により得られた所得あるいは収益の中から配当が支払われる場合で、インベストメント・ピークルが年度ごとに当該所得あるいは収益の大部分を分配し、かつ当該所得が免税とされる場合、制限税率は15%となる。その他の場合の制限税率は10%である。

<sup>2</sup> 産業上、商業上、学術上の設備の使用もしくは使用上の権利の対価として支払われる使用料の制限税率は10%である。但し、使用料の総額の60%をベースとして税額を計算することができる。従って、実際の制限税率は6%となる。その他の場合の実際の制限税率は10%である。

<sup>3</sup> 関連する資産が恒久的施設を通じて英国で経営活動を行う目的で用いられる場合を除き、英国の居住者でない者は通常、譲渡所得に対して英国の税金を納付する必要はない。但し、英国の居住者でない場合であっても、一定の価値を超える住宅についてはキャピタルゲイン税を納付することが必要となる可能性がある（現行の価値基準は200万ポンドである）。

<sup>4</sup> 中国企業の持分の保有割合が25%未満の英国の居住者株主は、以下の2つの条件を満たす場合、その持分の譲渡所得に対して10%の中国企業所得税が免除される。  
(1) 持分譲渡前の12ヶ月間において、持分保有割合が25%を超えないこと、(2) 譲渡持分の価値の50%以上が、中国に所在する不動産から生じたものでないこと。

- 新条約がより OECD モデル条約に沿ったものとなるように、その他のいくつかの点が変更された。

上述の改正内容については Tax Analysis ( P144/2011) <sup>5</sup>において解説を行っているため、本 Tax Analysis では、新条約が持株会社の設立地の選択に与える影響について検討する。

議定書による改正点を除き、今回発効した新条約には、2011年6月27日に署名された条約からの変更点はない。議定書では第10条の配当条項が改正された。当初は、配当を支払う法人の25%以上の持分を間接的に保有する場合にも軽減税率が適用できるとされていたが、改正後は直接的に保有する場合にのみ適用できることとなった。この改正により、新条約の条項は OECD モデル条約、及び現在中国が締結している大部分の条約とも一致するものとなった。

## コメント

### (i) 中国への投資を検討する多国籍企業への影響

中国への投資について検討している多国籍企業にとって、配当に対する制限税率を5%とする規定の導入は好ましいものと言える。

改正後の新しい中英条約の条項は、よく見られる持株会社の設立地（例えば、香港、ルクセンブルク及びシンガポール）と中国との間で締結されている条約の条項とも一致するものである。このことは、多国籍企業が持株会社の設立地を検討する際の選択肢が増えたことを意味する。

近年、持株会社の設立地としての競争優位性を高めるために、英国は国内法において多くの政策変更を行った。今回の中英条約の改正はこれらの政策変更を補完するものと言える。英国の国内法における主な変更点として以下が挙げられる。

- § 英国は G20 諸国の中でも法人税率が最も競争力を有する国の一つであり、現在の税率は 23%であるが、2014年4月1日から21%に引き下げられ、2015年4月1日には更に20%へ引き下げられる。
- § 一定の条件を満たすことを前提として、配当及び一定割合の持分を譲渡することによって得た所得に対しては法人税が免除される。
- § 改正後の被支配外国法人（CFC : Controlled Foreign Corporation）に関する規定によれば、利益が故意に英国から他国に移転されるのでなければ、被支配外国法人の利益に英国の租税は課されない。
- § 革新活動を支援するための優遇措置が設けられた（例えば“パテントボックス”制度、条件を満たす研究開発支出に対する租税優遇など）。

上述の通り、条約の条項の適用を主たる目的とするか、あるいは主たる目的の一つとする取引を規制するため、新条約では配当、利子、使用料及びその他の所得条項に租税回避防止に関する内容が追加された。

中国の“受益者”に関する判定ルール<sup>6</sup>、及び OECD の「税源侵食及び利益移転（BEPS : Base Erosion and Profit Shifting）行動計画」<sup>7</sup>と国際的な政策動向も考え合わせると、特定の租税回避防止条項が置かれたことは、十分な経営実態を有しない中間持株会社は租税条約による恩典の適用を受けることが難しくなることを意味する。

既に英国で一定の事業を営んでいる多国籍企業グループは、英国法人が中国子会社の持分を直接保有する可能性を検討することができる。一方、経営実態を有する新たな持株会社を設立する必要がある多国籍企業グループにとって、英国はその他の持株会社の設立地と比べて、よりよい選択肢になるかもしれない。もし当該グループが英国で上場していれば、“受益者”に関するセーフハーバールール<sup>8</sup>の適用も考えられる。

### (ii) 英国及びその他の地域への投資を検討する中国企業への影響

英国の不動産投資信託基金から支払われる配当<sup>9</sup>を除き、英国法人が支払う配当に対して源泉徴収税は課税されない。従って、新条約はこの点に関し、大きな影響を与えない。しかし、英国の広範な租税条約のネットワーク、及び上記(i)で述べた英国国内における租税政策を考慮すると、中国企業が対外投資をする際（特にアジア地域以外に投資する場合）、持株会社の設立地の選択肢の一つとして、英国は一定の優位性を有すると言える。

<sup>5</sup> [https://www.deloitte.com/assets/Dcom-China/Local%20Assets/Documents/Services/Tax/TaxanalysisCN2011/cn\(zh-cn\)\\_tax\\_tap1442011chi\\_260911.pdf](https://www.deloitte.com/assets/Dcom-China/Local%20Assets/Documents/Services/Tax/TaxanalysisCN2011/cn(zh-cn)_tax_tap1442011chi_260911.pdf) (中国語)、[https://www.deloitte.com/assets/Dcom-China/Local%20Assets/Documents/Services/Tax/TaxanalysisEN2011/cn\\_tax\\_tap1442011\\_eng\\_260911.pdf](https://www.deloitte.com/assets/Dcom-China/Local%20Assets/Documents/Services/Tax/TaxanalysisEN2011/cn_tax_tap1442011_eng_260911.pdf) (英語)

<sup>6</sup> 国税函[2009]601号及び税総函[2013]165号を参照。

<sup>7</sup> OECD の BEPS に関する研究報告書において、条約の濫用は 15 の注目すべき分野の一つとされている。

<sup>8</sup> 国家税務総局公告[2012]30号及び税総函[2013]165号を参照。

<sup>9</sup> 中国投資者が英国の不動産投資信託基金から受け取る配当は、英国で15%の源泉徴収税が課される。

また、欧州に投資している中国企業にとって、欧州連合（EU）加盟国である英国は、持株会社の設立地として魅力的と言えよう。EUの親子会社指令、利子及び使用料指令により、欧州法人から英国の親会社へ送金される配当、使用料及び利子の源泉徴収税率はゼロとされる<sup>10</sup>。

最後に、中国の被支配外国法人に関する規定において、英国は“ホワイトリスト”に列挙されているため、中国企業が持分を保有する英国法人の留保利益に対して、みなし配当として中国で課税されることはない。

### (iii) 現行のストラクチャーへの影響

中間持株会社を介して中国子会社の持分を保有する多国籍企業は、現行のストラクチャーをレビューし、適当な場合には、英国がよりよい選択肢となるか否かを検討することができる。

英国の多国籍企業であれば、第三国にある中間持株会社を通じて中国子会社の持分を保有する代わりに、英国法人が直接その持分を保有する形にすることにより、現行のストラクチャーの簡素化を図ることができるかもしれない。直接保有の形態は条約の恩典適用を申請する上でより望ましいだけでなく（例えば、中間持株会社に経営実態がなければ、受益者として認定されず、条約の恩典適用を認められない可能性がある）、経営及び管理コストも軽減することができる。

当然、どのような再編案であれ、英国以外の税務上の影響についても十分検討する必要がある。中国税務の観点から言えば、再編に特殊税務処理を適用できるか否か、中国企業の持分を譲渡する際に10%の企業所得税の負担が生じるか否かを慎重に検討する必要がある。

配当を受け取る企業が受益者の認定要件を満たすならば、その配当が2014年より前に生じた利益の中から支払われたとしても、配当に関する分配決議が2014年1月1日以降に行われる限り、理論的にはその配当に対して新条約における軽減税率を適用することができる。但し実務上、一部の税務機関は、2014年1月1日より前に生じた利益の中から分配される配当に対しては、新条約における軽減税率を適用できないと考える可能性がある。従って、意図しない税金負担が生じることがないように、企業は配当決議を行う前に管轄税務機関とコミュニケーションをとり、この問題を解決しておく必要がある。

本 Tax Analysis の内容は、デロイトの国際税務サービスに関わるものです。

---

<sup>10</sup> EUの親子会社指令に基づき、持分保有割合が10%以上の場合、EUの居住者法人が英国法人へ支払う配当は通常、源泉徴収税が免除される。また、EUの利子及び使用料指令に基づき、持分保有割合が25%以上の場合、EUの居住者法人が英国法人へ支払う利子及び使用料は通常、源泉徴収税が免除される。

本 **Tax Analysis** は徳勤華永会計師事務所有限公司が中国大陸及び香港のクライアント及びビスタフ向けに作成している、一般的な参考目的のものであります。読者の皆様には、このニュースレターに含まれる情報に関して何らかの行動をとる前に、税務アドバイザーのアドバイスを受けることを提案いたします。本 **Tax Analysis** の内容に関する更なる情報、アドバイス或いはその他の税務問題に関する分析をご希望される場合、以下の担当者までご連絡ください。

#### 北京

吳嘉源

パートナー

TEL : +86 10 8520 7501

FAX : +86 10 8518 7501

E-mail : [kevnng@deloitte.com.cn](mailto:kevnng@deloitte.com.cn)

#### 香港特别行政区

展佩佩

パートナー

TEL : +852 2852 6440

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [sachin@deloitte.com.hk](mailto:sachin@deloitte.com.hk)

#### 深圳

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 755 3353 8777

FAX : +86 755 8246 3222

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 重庆

龔兵

パートナー

TEL : +86 23 6310 6206

FAX : +86 23 6310 6170

E-mail : [clgong@deloitte.com.cn](mailto:clgong@deloitte.com.cn)

#### 济南

郭心潔

パートナー

TEL : +86 531 8518 1058

FAX : +86 531 8518 1068

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 苏州

許柯/梁晴

パートナー

TEL : +86 512 6289 1318/1328

FAX : +86 512 6762 3338

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

E-mail : [mliang@deloitte.com.cn](mailto:mliang@deloitte.com.cn)

#### 大連

湯衛東

パートナー

TEL : +86 411 8371 2888

FAX : +86 411 8360 3297

E-mail : [ftang@deloitte.com.cn](mailto:ftang@deloitte.com.cn)

#### マカオ特别行政区

馬健華

パートナー

TEL : +853 8898 8833

FAX : +853 2871 3033

E-mail : [quiva@deloitte.com.hk](mailto:quiva@deloitte.com.hk)

#### 天津

蘇国元

パートナー

TEL : +86 22 2320 6680

FAX : +86 22 2320 6699

E-mail : [jassu@deloitte.com.cn](mailto:jassu@deloitte.com.cn)

#### 広州

謝玉蓮

パートナー

TEL : +86 20 8396 9228

FAX : +86 20 3888 0121

E-mail : [contse@deloitte.com.cn](mailto:contse@deloitte.com.cn)

#### 南京

許柯

パートナー

TEL : +86 25 5791 5208

FAX : +86 25 8691 8776

E-mail : [frakxu@deloitte.com.cn](mailto:frakxu@deloitte.com.cn)

#### 武漢

祝維純

パートナー

TEL : +86 27 8526 6618

FAX : +86 27 8526 7032

E-mail : [juszhu@deloitte.com.cn](mailto:juszhu@deloitte.com.cn)

#### 杭州

盧強

パートナー

TEL : +86 571 2811 1901

FAX : +86 571 2811 1904

E-mail : [qilu@deloitte.com.cn](mailto:qilu@deloitte.com.cn)

#### 上海

郭心潔

パートナー

TEL : +86 21 6141 1308

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [eunicekuo@deloitte.com.cn](mailto:eunicekuo@deloitte.com.cn)

#### 厦門

蔣琳琦

パートナー

TEL : +86 592 2107 298

FAX : +86 592 2107 259

E-mail : [lijiang@deloitte.com.cn](mailto:lijiang@deloitte.com.cn)

#### デロイト中国税務技術センターについて

デロイト中国の税務技術センター (National Technical Center : “NTC”) は、デロイト中国の税務サービスの品質を高め、クライアントにより良いサービスを提供し、デロイト中国の税務チームをサポートすることを目的として、2006年に設置されました。デロイト中国のNTCは、“Tax Analysis”、“Tax News”などの刊行物を発行し、最新の税務に関する法規の紹介、技術的な観点からのコメントを提供しています。NTCでは、不明確または複雑な税務問題に対する調査研究と分析を行い、専門的なアドバイスの提供も行っています。

#### 中国税務技術センター

E-mail : [ntc@deloitte.com.cn](mailto:ntc@deloitte.com.cn)

#### 華東区

許徳仁

全国リーダー及びパートナー

TEL : +86 21 6141 1498

FAX : +86 21 6335 0003

E-mail : [lkhaw@deloitte.com.cn](mailto:lkhaw@deloitte.com.cn)

#### 華北区

張捷

パートナー

TEL : +86 10 8520 7526

FAX : +86 10 8518 1326

E-mail : [angelazhang@deloitte.com.cn](mailto:angelazhang@deloitte.com.cn)

#### 華南区

殷国焯

パートナー

TEL : +852 2852 6538

FAX : +852 2520 6205

E-mail : [dyun@deloitte.com.hk](mailto:dyun@deloitte.com.hk)

日系企業担当者

上海

大久保 孝一  
パートナー

TEL : +86 21 6141 2128  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [kokubo@deloitte.com.cn](mailto:kokubo@deloitte.com.cn)

上海

沙 蒙  
ディレクター

TEL : +86 21 6141 1703  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [msha@deloitte.com.cn](mailto:msha@deloitte.com.cn)

上海

上田 博規  
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [hueda@deloitte.com.cn](mailto:hueda@deloitte.com.cn)

天津

濱中 愛  
マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [ahamanaka@deloitte.com.cn](mailto:ahamanaka@deloitte.com.cn)

深圳

大塚 武司  
シニアマネジャー

TEL : +86 755 3331 8116  
FAX : +86 755 8246 3186  
E-mail : [taotsuka@deloitte.com.cn](mailto:taotsuka@deloitte.com.cn)

上海

板谷 圭一  
パートナー

TEL : +86 21 6141 1368  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

上海

植木 拓磨  
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1711  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [taueki@deloitte.com.cn](mailto:taueki@deloitte.com.cn)

蘇州

滝川 祐介  
マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298  
FAX : +86 512 6762 3338  
E-mail : [ytakikawa@deloitte.com.cn](mailto:ytakikawa@deloitte.com.cn)

天津

梨子本 暢貴  
シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612  
FAX : +86 22 2320 6699  
E-mail : [nnashimoto@deloitte.com.cn](mailto:nnashimoto@deloitte.com.cn)

香港

中川 正行  
パートナー

TEL : +852 2852 6592  
FAX : +852 2542 4597  
E-mail : [manakagawa@deloitte.com.hk](mailto:manakagawa@deloitte.com.hk)

上海

川島 智之  
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1437  
FAX : +86 21 6335 0199  
E-mail : [tkawashima@deloitte.com.cn](mailto:tkawashima@deloitte.com.cn)

上海

渡邊 崇  
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1702  
FAX : +86 21 6335 0177  
E-mail : [takwatanabe@deloitte.com.cn](mailto:takwatanabe@deloitte.com.cn)

北京

原井 武志  
パートナー

TEL : +86 10 8520 7310  
FAX : +86 10 8518 1218  
E-mail : [takeharai@deloitte.com.cn](mailto:takeharai@deloitte.com.cn)

広州

滝野 恭司  
シニアマネジャー

TEL : +86 20 8396 9228  
FAX : +86 20 3888 0575  
E-mail : [ktakino@deloitte.com.cn](mailto:ktakino@deloitte.com.cn)

香港

杉原 伸太朗  
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6545  
FAX : +852 2542 4597  
Email: [ssugihara@deloitte.com.hk](mailto:ssugihara@deloitte.com.hk)

## デロイトについて

Deloitte（“デロイト”）は英国法令に基づいて設立された保証有限責任会社である **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びその 1 社または複数のメンバーファームを指します。各メンバーファームはいずれも独立の法的地位を持つ法的実体です。**Deloitte Touche Tohmatsu Limited** 及びそのメンバーファームの法的組織の詳細については、[www.deloitte.com/cn/about](http://www.deloitte.com/cn/about) をご参照ください。

デロイトは各業種の上場及び未上場クライアントに対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。デロイトのメンバーファームのネットワークは世界 150 カ国に及び、世界一流のプロフェッショナルサービスの能力とローカルマーケットでの深い専門知識により、世界各地におけるクライアントのビジネスの成功をサポートしています。デロイトの 182,000 名のプロフェッショナルは優れた模範となるために努力しています。

## デロイト大中華圏について

デロイトはリーディングプロフェッショナルサービスプロバイダーの一つであり、大中華圏において北京、香港特別行政区、上海、台北、重慶、大連、広州、杭州、ハルビン、新竹、済単、高雄、マカオ特別行政区、単京、深圳、蘇州、台中、台単、天津、武漢及び廈門を含めて 21 都市に 13,500 名のスタッフを有し、現地の法規によりクライアントにサービスを提供しています。

## デロイト中国について

中国では、**Deloitte Touche Tohmatsu**、**Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited** 及びその付属機構及び関連機構がサービスを提供しています。**Deloitte Touche Tohmatsu** も **Deloitte Touche Tohmatsu CPA Limited** も **Deloitte Touche Tohmatsu Limited** のメンバーファームです。

デロイトは最初 1917 年に上海に事務所を設立しました。グローバルなネットワークの下、デロイト中国は国内企業、多国籍企業及び高成長企業に対して監査、税務、コンサルティング及びファイナンシャルアドバイザーサービスを提供しています。

デロイト中国は豊富な経験を有し、一貫して中国の会計基準、税制の制定及び職業会計士の発展に多大な貢献をしてきました。また、香港においては、上場企業の約 3 分の 1 に対してサービスを提供しています。

本ニュースレターに含まれる情報は、一般的な情報です。したがって、**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**、**Deloitte Global Services Limited**、**Deloitte Global Services Holdings Limited**、**the Deloitte Touche Tohmatsu Verein**、及びいずれかのメンバーファーム或いは上述したその関連機構（総称して“デロイトネットワーク”）の提供する会計、税務、法律、投資、コンサルティング或いはその他の専門的な提案若しくはサービスを構成しません。本ニュースレターは、専門的な提案若しくはサービスの代替にはなりません。読者はこのニュースレターに含まれる情報を、自社の財務または自社の業務に影響を与える可能性のある意思決定の基礎とすることはできません。自社の財務または業務に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、専門家のアドバイスを受けることを提案いたします。デロイトネットワークに属する機構は、読者の本ニュースレターの使用によって生じる何らかの損失については責任を負いません。

©2014 德勤華永會計師事務所(スペシャルジェネラルパートナーシップ)